

河相格治

かわい・かくじ

判事、弁護士

経歴

生:明治35年(1902年)4月11日

没:昭和60年(1985年)5月2日、享年82歳

大正10年(1921年)	18歳	広島県立福山中学校(誠之館)卒業
—	—	旧制松江高等学校卒業
大正15年(1926年)	23歳	高文司法試験に合格
昭和2年(1927年)3月	24歳	京都帝国大学法学部卒業
昭和2年(1927年)4月	24歳	司法官試補
昭和3年(1928年)12月	25歳	京都地方裁判所判事
昭和12年(1937年)12月	34歳	大阪地方裁判所判事
昭和16年(1941年)9月	38歳	大阪地方裁判所部長
昭和16年(1941年)10月	38歳	満州国最高法院審判官
昭和19年(1944年)8月	41歳	満州国国務院地政総局審査処長
昭和20年(1945年)8月	42歳	ソ連軍捕虜となる
昭和21年(1946年)10月	43歳	帰国
昭和22年(1947年)1月	44歳	笠岡区裁判所判事
昭和22年(1947年)3月	44歳	岡山地方裁判所笠岡支部判事
昭和22年(1947年)11月	45歳	広島地方裁判所尾道支部判事
昭和23年(1948年)10月	46歳	広島地方裁判所尾道支部長
昭和28年(1953年)9月	51歳	広島地方裁判所福山支部長
昭和34年(1959年)10月	57歳	広島高等裁判所岡山支部長
昭和36年(1961年)1月	58歳	広島高等裁判所部総括判事
昭和40年(1965年)10月	62歳	広島家庭裁判所所長
昭和42年(1967年)4月	64歳	定年退官
昭和42年(1967年)10月11日	64歳	弁護士、広島弁護士会福山地区会へ入会
昭和47年(1972年)春	69歳	勲二等瑞宝章

生い立ちと学業、業績

福山誠之館中学、旧制松江高等学校を経て京都帝国大学法学部を卒業。

大正15年(1926年)に高文司法試験に合格。

昭和2年(1927年)4月司法官試補を経て、昭和3年(1928年)判事に任官した。

爾来、京都地方裁判所、大阪地方裁判所及び大阪控訴院判事を歴任。

昭和16年(1941年)10月には招かれて、満州国最高裁判所判事に就任し、よくその重責を果した。

戦後、岡山地方裁判所笠岡支部、広島地方裁判所尾道支部に勤務し、昭和28年(1953年)10月に広島地方裁判所福山支部長となった。

野趣溢るる風格、剛直にして太っ腹な人柄は、接する人をして畏敬の念を懐かせずにはいない。

その举措はまことに清簾、その仕事は強い信念のもとに熟慮断行し、果敢な裁判、厳正な判断で普く部内外に知られ、多くの人の信頼を一身に集めている。

趣味は囲碁、実力初段の腕前、尚喜多流の謡曲に造詣深く、又スポーツ観戦に興じられる。
(広島県深安郡(現福山市)神辺町字湯野八二三番地) (出典1)

『芦田川のひまわり』より 河相 格治 (大正10年卒)

私は判事の定年退職後、在職中の知識経験を役立たせて余生を実のある人生にしようと思って弁護士となった。

判事としての勤務は昭和3年(1928年)12月に始まり、終戦の前後を通じて30余年となる。

その間5年間の満州生活がある。

終戦前の勤務は京都、大阪の各裁判所で民刑の事件を扱った。

満州国では最高法院で3年間上告事件を扱ったが、地政総局という行政官庁へ転職し1年間行政官をした。

渡満して間もなく太平洋戦争が勃発したが、ソ連軍の対日参戦までは平穏な状態が続いた。地政総局は地籍整理事業を主目的とする現業官庁であり、各地に出先機関があったので出張する機会が多く、満州国各地の状況を見分して視野を広めることができた。

ソ連軍の参戦、日本の敗戦、ソ連軍の進駐、満州国解体などで極度の不安困憊の生活を新京市において体験した。

また非軍人であるのにソ連軍に捕らえられて俘虜となり、1年足らずの抑留生活を体験した。満州の北端にある国境の町黒河まで俘虜として輸送され、昭和21年(1946年)の正月を同地で迎えたが、シベリア入りは免れることができた。

その後中共側に引継がれ、昭和21年(1946年)3月まで同地に居たが、昭和21年(1946年)4月黒河とハルピンの中間にある町で当時列車運行の基点となっていた北安まで南下した。

同地で発疹チブスに罹り発熱して病舎に収容されたが、発疹チブスの患者は死亡率が高いので私の死亡説が流れたとのことである。

昭和21年(1946年)8月中共側の指導で北安からハルピンまで輸送され、同地の当時あった日本人会に引渡され解放されたので、漸く自由の身となることができた。

昭和21年(1946年)9月ハルピンの引揚者として日本へ引揚げることとなり、ハルピンから南満州にある錦州まで南下したが、途中アムール河の支流である第二松花江が当時中共軍と蒋介石の国民党軍との境界線となっていて両軍が河を挟んで対峙していたのを見分した。錦州の近くにあるコロ島湾出発・博多湾着の引揚船で日本に引揚げることができ、昭和21年(1946年)10月初旬、郷里の現住所に帰着して1年振りに先に引揚げていた妻子と再会した次第である。

郷里での生活環境は渡満した当時とは一変して悪条件下にあり収入の方途を見付けなければならなかったので、判事に復職することを思い付き、自宅から通勤することの条件付で復職願いを申出て、昭和22年(1947年)1月に笠岡裁判所判事として復職した。

その後通勤可能または遠隔地でない尾道、福山、岡山、広島各裁判所に順次勤務し、民刑事事件のほか家庭裁判所の事件を扱ったものである。

復職後においては5年間の満州での生活体験を役立たせて所信の俣勤務したつもりである。弁護士になってみて私の扱う法律事務は片手間的のものに過ぎないが、一面依頼者の所期する結果について事実及び法律の調査検討をして判断を示さなければならない責任の重い骨の折れるものであるが、他面人と事件を介して世俗の機微に触れることができるので、遣りがいのある職業と思う。

私にとって弁護士となって法律事務に従事したことは老後の人生を豊かにしてくれたもので思い出に残ることは間違いない。 (出典2)

出典1:『政治産業文化備後総合名鑑』、備後文化出版社編刊、昭和34年9月

出典2:『芦田川のひまわり』、広島弁護士会福山地区会編刊、昭和60年4月

2005年5月9日更新:本文・出典●2006年3月2日更新:経歴、本文(深安郡→福山市)●2006年5月8日更新:タイトル●2

008年2月4日更新:本文●